

契約種別説明書

2020年1月22日実施

株式会社ストエネ

目次

目次

I 総則	2
1 適用	2
2 実施期日	2
3 本説明書の変更および廃止	2
4 契約種別	3
5 契約期間	4
6 解約事務手数料	4
II 各契約種別	4
7 北海道電力エリア	4
8 東北電力エリア	10
9 東京電力エリア	16
10 中部電力エリア	22
11 北陸電力エリア	28
12 関西電力エリア	34
13 中国電力エリア	39
14 四国電力エリア	44
15 九州電力エリア	49

I 総則

1 適用

この契約種別説明書（以下、「本説明書」といいます。）は、当社の「電気供給約款【取次】」（以下、「約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。なお、別段の定めが無い限り、各用語の定義は約款の定めに従うものとします。

2 実施期日

本説明書は、2020年1月22日より実施します。

3 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合の手続きについては、約款を変更する場合の約款の定めに基づきます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の手続きについては、約款を変更する場合の約款の定めに基づきます。
- (4) 当社は、本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。

4 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電 灯 需 要	北海道電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	東北電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	東京電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	中部電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	北陸電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	関西電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	中国電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	四国電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)
	九州電力エリア	レギュラープラン 動画プラン (M) 動画プラン (U)

5 契約期間

すべての契約種別において、契約期間は、料金適用開始の日から、2年後の日の属する月の末日までといたします。

6 解約事務手数料

お客さまは、すべての契約種別において、更新月(需給開始月(需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して24ヵ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,850円(税込)をお支払いいただきます。但し、以下の理由の場合を除きます。

- イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

II 各契約種別

7 北海道電力エリア

(1) レギュラープラン B (北海道電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

す。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	647 円 90 銭
契約電流 30 アンペア	971 円 85 銭
契約電流 40 アンペア	1,295 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,619 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,943 円 70 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 93 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	28 円 22 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 28 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL：https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。
- (ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン（M）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,472 円 90 銭
契約電流 30 アンペア	1,796 円 85 銭
契約電流 40 アンペア	2,120 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	2,444 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	2,768 円 70 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 93 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	28 円 22 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 28 銭

ホ 付帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL：https://grandata-grp.co.jp/support/#support03）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

す。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,472 円 90 銭
契約電流 30 アンペア	1,796 円 85 銭
契約電流 40 アンペア	2,120 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	2,444 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	2,768 円 70 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 93 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	28 円 22 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 28 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして株式会社セールspartner（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf）に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

8 東北電力エリア

(1) レギュラープラン B（東北電力 従量電灯 B 相当）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	627 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	940 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,254 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,567 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,881 円 00 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 96 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	24 円 34 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 12 銭

ホ 附帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠

ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

(ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL :

https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。

(ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。

(ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン（M）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(イ) 供給地が、東北電力管内であること。

(ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,452 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,765 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	2,079 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,392 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,706 円 00 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 96 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	24 円 34 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 12 銭

ホ 付帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」(URL : <https://grandata-grp.co.jp/support/#support03>) に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画 (ひまわりでんき A) コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画 (ひまわりでんき A) コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入 (従量購入) した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,452 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,765 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	2,079 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,392 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,706 円 00 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 96 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	24 円 34 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 12 銭

ホ 附帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして株

式会社セールspartner（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（URL：https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf）に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

9 東京電力エリア

(1) レギュラープラン B（東京電力 従量電灯 B 相当）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場所で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	543 円 40 銭
契約電流 30 アンペア	815 円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,086 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,358 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,630 円 20 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 43 銭

ホ 附帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社 (以下、本項において「提供元」といいます。) が提供

する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL：https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。
- (ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン（M）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最

大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金（税込）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,368 円 40 銭
契約電流 30 アンペア	1,640 円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,911 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	2,183 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,455 円 20 銭

(ロ) 電力量料金（税込）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 43 銭

ホ 付帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL：<https://grandata-grp.co.jp/support/#support03>）に同意の上、その定めに従うものとします。

- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,368 円 40 銭
契約電流 30 アンペア	1,640 円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,911 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	2,183 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,455 円 20 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 43 銭

ホ 付帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして株式会社セールspartner (以下、本項において「提供元」といいます。) が提供する「U-

NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」(URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf) に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

10 中部電力エリア

(1) レギュラープラン B (中部電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最

大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金（税込）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	543 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	815 円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,086 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,358 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,630 円 20 銭

(ロ) 電力量料金（税込）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 84 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート (S) サービス規約」(URL : https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf) に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート (S) 」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。
- (ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート (S) 」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン (M)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。
- ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえ

るおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金（税込）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,388 円 77 銭
契約電流 30 アンペア	1,640 円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,911 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	2,183 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,455 円 20 銭

(ロ) 電力量料金（税込）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 84 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL：<https://grandata-grp.co.jp/support/#support03>）に同意の上、その定めに従うものとします。

- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,388 円 77 銭
契約電流 30 アンペア	1,640 円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,911 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	2,183 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,455 円 20 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 84 銭

ホ 付帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして株式会社セールspartner (以下、本項において「提供元」といいます。) が提供する「U-

NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」(URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf) に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

11 北陸電力エリア

(1) レギュラープラン B (北陸電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最

大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金（税込）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	459 円 80 銭
契約電流 30 アンペア	689 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	919 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1,149 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,379 円 40 銭

(ロ) 電力量料金（税込）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 47 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	18 円 94 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート (S) サービス規約」(URL : https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf) に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート (S) 」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。
- (ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート (S) 」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン (M)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえ

るおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金（税込）

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,284 円 80 銭
契約電流 30 アンペア	1,514 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	1,744 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1,974 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,204 円 40 銭

(ロ) 電力量料金（税込）

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 47 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	18 円 94 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL：<https://grandata-grp.co.jp/support/#support03>）に同意の上、その定めに従うものとします。

- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,284 円 80 銭
契約電流 30 アンペア	1,514 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	1,744 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	1,974 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	2,204 円 40 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 47 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	18 円 94 銭

ホ 付帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして株式会社セールspartner (以下、本項において「提供元」といいます。) が提供する「U-

NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」(URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf) に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

12 関西電力エリア

(1) レギュラープラン A (関西電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1契約につき最初の15キロワット時まで	323円97銭
電力量料金（税込）	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	25円77銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円16銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円43銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL：https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月1日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。
- (ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン (M)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。**ハ 最大需要容量**

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1契約につき最初の15キロワット時まで	1,148円97銭
電力量料金（税込）	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	25円77銭

	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時 までの 1 キロワット時につき	25 円 16 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時 につき	23 円 43 銭

ホ 付帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL : <https://grandata-grp.co.jp/support/#support03>）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

最大需要容量

最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	1,148 円 97 銭
電力量料金（税込）	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット 時につき	25 円 77 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット 時につき	25 円 16 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット 時につき	23 円 43 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして株式会社セールspartner（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf）に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

13 中国電力エリア

(1) レギュラープラン A（中国電力 従量電灯 A 相当）

イ 適用範囲

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたしま

す。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その 1 月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	320 円 50 銭
電力量料金（税込）	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 79 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 56 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 81 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL：https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。

- (二) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン（M）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	1,145 円 50 銭
電力量料金（税込）	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 79 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 56 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 81 銭

ホ 付帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL：https://grandata-grp.co.jp/support/#support03）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

最大需要容量

最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	1,145 円 50 銭
電力量料金（税込）	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	26 円 79 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 56 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロ ワット時につき	22 円 81 銭

ホ 付帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして株式会社セールspartner（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf）に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

14 四国電力エリア

(1) レギュラープラン A（四国電力 従量電灯 A 相当）

イ 適用範囲

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたしま

す。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その 1 月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	390 円 83 銭
電力量料金（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 88 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 10 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL：https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。

- (二) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン（M）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 11 キロワット 時まで	1,215 円 83 銭
電力量料金（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 88 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 10 銭

ホ 付帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。
- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」（URL：https://grandata-grp.co.jp/support/#support03）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画（ひまわりでんき A）コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画（ひまわりでんき A）コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入（従量購入）した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。ハ

最大需要容量

最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量に応じて、以下表に定める最低料金および電力量料金ならびに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金（税込）	1 契約につき最初の 11 キロワット 時まで	1,215 円 83 銭
電力量料金（税込）	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 88 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 10 銭

ホ 附帯サービス

- (イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま（法人・個人事業主の屋号名義のお客さま）を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして株式会社セールspartner（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。
- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf）に同意の上、その定め
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

15 九州電力エリア

(1) レギュラープラン B（九州電力 従量電灯 B 相当）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	564 円 30 銭
契約電流 30 アンペア	846 円 45 銭
契約電流 40 アンペア	1,126 円 66 銭
契約電流 50 アンペア	1,410 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,692 円 90 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 22 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	22 円 62 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 38 銭

ホ 附帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして、匠

ワランティアンドプロテクション株式会社（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（S）」を利用することができます。なお、「つながる修理サポート（S）」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの附帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「つながる修理サポート（S）サービス規約」（URL：https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2018-11/kiyaku_S.pdf）に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 「つながる修理サポート（S）」の利用開始日は、電力の需給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。なお、当該利用開始日の前日以前に発生した故障についてはサービス、の適用対象外となります。
- (ニ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日をもって、「つながる修理サポート（S）」の利用契約の解約が成立するものとします。

(2) 動画プラン（M）

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 します。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,389 円 30 銭
契約電流 30 アンペア	1,671 円 45 銭
契約電流 40 アンペア	1,951 円 66 銭
契約電流 50 アンペア	2,235 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	2,517 円 90 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 22 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	22 円 62 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 38 銭

ホ 付帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは付帯サービスとして、株式会社エムティーアイが提供する動画等配信サービス「music.jp」を利用することができます。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途当社が定める「動画等配信サービス利用規約」(URL : <https://grandata-grp.co.jp/support/#support03>) に同意の上、その定めに従うものとします。
- (ハ) 本プランにおいてお客さまが利用することができる付帯サービスのコース種別は「動画 (ひまわりでんき A) コース」とします。
- (ニ) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、「動画 (ひまわりでんき A) コース」の提供は終了します。需給契約の終了日をもって、「music.jp」ポイントの毎月の付与は終了し、所有しているポイントも全て即日抹消されます。またお客さまが自身で追加購入 (従量購入) した分の残ポイントも、需給契約の終了日をもって抹消されます。お客さまが残ポイントを継続して利用することを希望される場合は、「music.jp」のプレミアムコースに入り直していただく必要があります。ただし、「music.jp」アカウントは需給契約終了後もそのまま継続して利用することができます。また、「music.jp」サービスにおいて、別途有料会員登録をした場合や購入したコンテンツがある場合は、そのまま継続して利用することができます。

(3) 動画プラン (U)

イ 適用条件

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 します。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金 (税込)

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	1,389 円 30 銭
契約電流 30 アンペア	1,671 円 45 銭
契約電流 40 アンペア	1,951 円 66 銭
契約電流 50 アンペア	2,235 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	2,517 円 90 銭

(ロ) 電力量料金 (税込)

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 22 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	22 円 62 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 38 銭

ホ 附帯サービス

(イ) 事業者として、自己の営業のためにまたは営業として、需給契約を締結するお客さま (法人・個人事業主の屋号名義のお客さま) を除き、本プランのお客さまは附帯サービスとして株

式会社セールspartner（以下、本項において「提供元」といいます。）が提供する「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」を利用することができます。なお、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約はお客さまと提供元との間で締結されるものとします。

- (ロ) お客さまはこの付帯サービスを利用するにあたり、別途提供元が定める「スマートシネマ with U-NEXT 利用規約」（URL : https://www.sales-p.co.jp/solution/life/smart_cinema/contract_unext.pdf）に同意の上、その定め
- (二) お客さまは、付帯サービスに関する登録完了通知書を受領した日から、この付帯サービスの利用を開始することができます。
- (ホ) お客さまと当社との本プランに関する需給契約が終了した場合、当該需給契約の終了日が属する月の末日をもって、「U-NEXT for スマートシネマ ポイントプラン」の利用契約の解約が成立するものとします。

契約種別説明書 制改定履歴

2020年1月22日制定

(2020年4月3日訂正)

(2020年4月30日改訂)

(2023年11月1日改訂)